

豊橋市道路及び水路境界立会に係る留意事項

令和 7 年 4 月 1 日

目 次

1. 趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.2
2. 境界確定財産の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・	P.2
3. 申請者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.2
4. 事務代理人・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.2
5. 公共用地境界確定申請・・・・・・・・・・・・・・・・	P.2～P.5
6. 委任状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.5
7. 公共用地確定申請書変更届（様式第4号）・・・・・・・・	P.5
8. 事前協議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.5
9. 境界立会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.5
10. 境界立会の省略・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.6
11. 対側立会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.6
12. 境界の同意・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.6
13. 境界確定処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.7
14. 不調処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.7
15. 再協議申請における境界明示処理・・・・・・・・	P.7
16. 境界明示書の交付申請・・・・・・・・・・・・・・・・	P.7
17. 資料提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.8
18. 警報・注意報発令時の立会の取扱い・・・・・・・・	P.9
19. その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.9
別添図1	官民境界明示参考図の留意事項
別添図2	官民境界明示図の留意事項
別添図3	官民境界明示図（交付申請用）の留意事項
別添図4	フォルダの作成手順
別添表1	申請者適格
別添表2	申請書の添付書類
別添表3	座標管理地区
別添表4	境界確定の条件

1. 趣旨

要綱第1条の境界確定とは、豊橋市が行う行政処分ではなく、隣接する土地の所有者が互いの合意に基づき、所有権界を決める契約行為であり、私人と同等の立場に立って境界確認を行う和解契約（民法第695条）である。

2. 境界確定財産の範囲

要綱第1条の規定に関わらず、明らかに市が管理すべき無地番地、空白地、国、県と管理協定が結ばれた財産、及び分権譲与財産については境界確定の対象とする。

3. 申請者

申請者は登記された者とする。但し、別添表1による書類を添付することにより、申請することができる。

4. 事務代理人

事務代理人とは、境界確定の申請手続き、調査、測量、事前協議等を行う者であり、立会及び承諾までを可能とする代理人ではない。

5. 公共用地境界確定申請

(1) 申請書の作成方法

- ・境界確定申請は道路、水路は別とする。
- ・書類は最新のもの（おおむね3ヶ月以内）を添付する。
- ・添付書類の注意事項は別添表2のとおりとする。
- ・申請人が別添表1に該当する場合、添付書類を提出する。
- ・登記されている所有者の住所・氏名と異なる場合は、住所・氏名の沿革が確認できる書類を添付する。

(2) 事務代理人

- ・法人格の場合は、代表者名及び担当者の氏名を記入する。
- ・測量士の場合は、登録通知書の写しを添付する。
- ・土地所有者から事務代理人への委任状は不要とする。

(3) 土地の表示

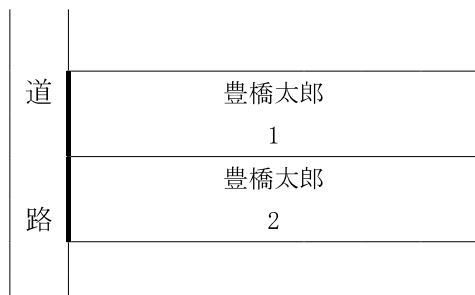
申請する土地の登記事項を記入する。

【例】 豊橋市〇〇町字〇〇 〇〇番 地目〇〇 地積〇〇㎡
 同所 同字 〇〇番 地目〇〇 地積〇〇㎡

(4) 申請書の分け方

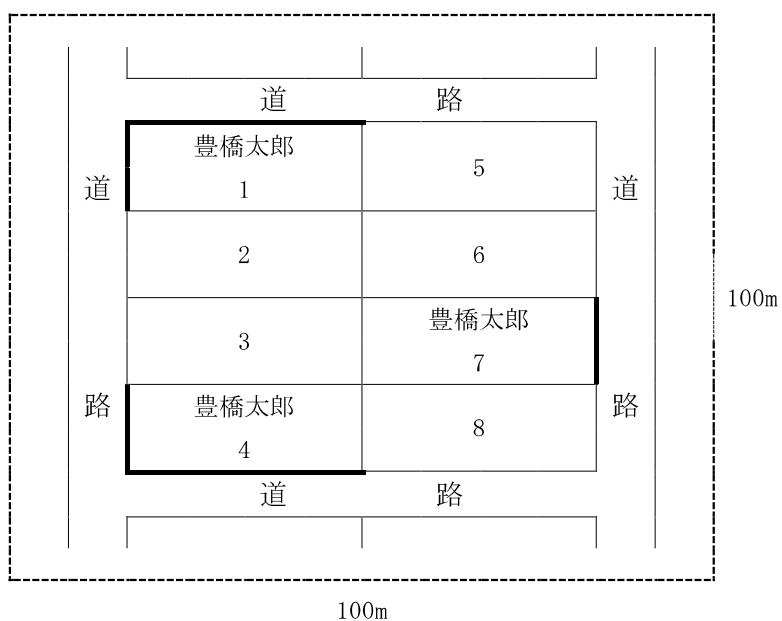
- ・同一現場であれば申請書（鑑）のみ分け、添付書類は集約する。
- ・以下の例に該当する場合は、同一申請とすることができる。

【例 1】同一土地所有者で筆が連続する複数の土地の場合。



【例 2】同一土地所有者で筆が連続せず、以下の条件を満たす場合。

- 【条件】
- ・同一町字内
 - ・同一ブロック内
 - ・100m 四方内

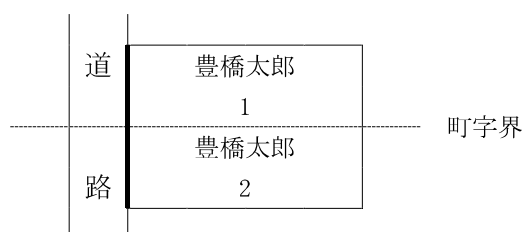


- ・以下の例に該当する場合は申請書を分ける。

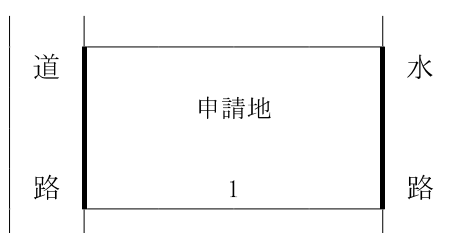
【例 3】連続する筆であるが土地所有者が異なる場合。



【例 4】連続する筆であるが町字名が異なる場合。



【例 5】同一申請地が道路・水路ともに接している場合。



(5) 申請理由

- ・申請理由は、具体的に明記する

【例】

「境界不明確のため」、「分筆のため」、「売買のため」、「地積更正のため」、「建築確認のため」、
「道（水）路用地の払下げ手続きのため」等

(6) 資料請求

- ・「要」又は「不要」に○印で囲む。

(7) 添付書類

別添表 2 のとおりとする。

(8) その他

- ・申請書の提出部数は、1部とするものとする。
- ・申請書は、要綱第2条に規定する財産であることを確認してから提出する。

6. 委任状

要綱第12条第3項及び4項の委任状については、下記の定めるところとする。

- ・記入は原則自筆とする。
- ・様式は任意とする。
- ・土地所有者が法人格の場合の住所、氏名欄への記入は、原則社名印(ゴム印可)とし、代表者印(認印可)で押印する。
- ・市へ提出するものは、写しでもよい。

7. 公共用地境界確定申請書変更届（様式第4号）

- ・立会日以前に土地の所有者に変更があった場合に提出する。なお、住所の変更があった場合は変更したことがわかる書類（住民票等）を提出する。

8. 事前協議

(1) 要綱第11条の事前調査の内容は、下記の定めるところによる。

- ・周辺土地の沿革の調査
- ・周辺土地の分筆経過と地積測量図の調査
- ・過去の立会記録、資料等の調査
- ・現況測量図と公図との整合性調査

(2) 市及び事務代理人等は所有権界と筆界が一致できるよう努める。

9. 境界立会

- (1) 申請地周辺に復元可能な3本以上の引照鉾があることを確認し、必要に応じ市が管理する恒久的構造物に引照鉾を設置する。
- (2) 境界立会に従事した職員は、協議内容及び確認事項等を記載した協議立会報告書を作成する。

10. 境界立会の省略

要綱第13条の立会省略については、下記の定めるところとする。

- (1) 原則、事前協議が必要であり、結果、疑義が生じた場合は境界立会するものとする。
- (2) 要綱第13条第1項第1号の座標管理地区とは、区画整理・土地改良等の事業が完了した区域のことであり、別添表3のとおりとする。
- (3) 要綱第13条第1項第6号については下記に定めるものとする。
 - 1 申請地周辺が立会済みで、その立会資料から復元、延長、結線など、疑義が生じない根拠が示せる場合。
 - 2 申請地の対側が境界確定済みで、申請地にて過去に道水路幅員の確認を行っており、その資料の座標値と同一座標値で申請地境界を示す場合。

上記1、2及び要綱第13条第1項第4号については申請地境界を確認できる遠景及び近景写真を必ず提出すること。

11. 対側立会

要綱第15条第1項に規定する幅員が公図、現況とも明らかでない場合は、対側地の関係土地所有者等の確認をとる。また、境界の位置と現況が大きく異なる場合も同様である。

12. 境界の同意

- (1) 要綱第16条の承諾書及び確認書への署名又は記名押印は、それぞれ下記の定めるところによる。
 - ・承諾書及び確認書への署名は原則自筆とする。
 - ・やむをえず、第三者が代筆する場合は、代筆理由、所有者との関係を記入のうえ、代筆者の氏名、住所を署名又は記名押印する。
 - ・土地所有者が法人格の場合の住所、氏名欄への記入は、原則社名印(ゴム印可)とし、代表者印(認印可)を押印する。ただし、代表者による委任状があれば、委任された社員等が個人名で署名又は記名押印することができる。なお、処分権限を有する者である場合は、この限りではない。
- (2) 確約書(共有者・相続人)(様式第7号)

共有者全員又は相続人全員の承諾若しくは委任状がやむをえず整わない場合に共有者代表又は相続人代表として任意で記入する。

1 3. 境界確定処理

- (1) 立会後、要綱第 17 条に規定する書類が全て不備なく受理された日から、実働 5 日以降に公共用地境界確定通知書（様式第 8 号）を発行する。
- (2) 添付する図面について、各図面の作成の留意事項（別添図 1・2）を参照すること。
- (3) 要綱第 17 条第 1 項第 6 号の「その他市長が必要と認めるもの」とは、協議において提出を求められた資料をいう。
- (4) 申請地の公図写
 - ・道路を赤色、水路を青色で境界確定申請場所を明示し、申請地と記入する。
- (5) 公共基準点使用報告書（公共基準点管理保全要綱 様式第 3 号）を提出する場合は以下の書類を添付する。
 - ・精度管理表
 - ・基準点網図
- (6) 道水路内民地の確認において、市が管理界として示す場合は、各号及び要綱を準用して処理するものとする。

1 4. 不調処理

- (1) 立会後、要綱第 18 条に規定する書類が全て不備なく受理された日から、実働 5 日以降に公共用地境界不調通知書（様式第 9 号）発行する。
- (2) 要綱第 18 条第 1 項の「再協議に該当するか審査」とは、以下のことについて審査する。
 - ・示した線について、現況、公図、地積測量図等の資料及び周辺の測量結果を基に道路幅や民地奥行及び面積等を確認し、一部の土地所有者に不利益がないか、将来的に問題にならないか等の審査。
 - ・別添表 4「境界確定の条件」に定める、必要な条件を満たしているかの審査。

1 5. 再協議申請における境界明示処理

- ・立会後、要綱第 19 条に規定する書類が全て不備なく受理された日から、実働 5 日以降に公共用地境界明示通知書（様式第 12 号）を発行する。

1 6. 境界明示書の交付申請

- (1) 要綱第 23 条に規定する書類が不備なく受理された日から、実働 5 日以降に境界明示書（様式第 13 号）を発行する。
- (2) 代理で申請する場合は委任状等、土地所有者から委任していることが判断できるものを添付する（コピー可）。
- (3) 境界明示書の交付申請の鑑は道路、水路は別とする。
- (4) 官民境界明示図（交付申請用）の留意事項（別添図 3）を参照すること。
- (5) 境界確定された後に、変動があった土地の申請をする場合は、その経緯が分かる書類（全部事項証明書等）を添付する。
- (6) 共有・相続の場合で申請者となり得る者が複数いる場合は、そのうちの一人でよいとする。

17. 資料提供

(1) 境界確認資料提供願・誓約書(様式第3号)の記入方法

- ・要綱第24条第1項の土地所有者は、要綱第5条の申請者を準用する。
- ・土地の表示欄は登記事項要約書等と同じ表記で記入する。ただし、地目・地積の記入は不要とする。また、複数筆申請の場合は、代表地番のみの記入でも可とする。
- ・公共用地境界確定申請と同時申請の場合は、申請者欄への記入を省略することができる。

(2) 電子媒体での作成方法

- ・電子媒体は原則、USBメモリ(256MB以上)とする。
- ・その他作成方法の詳細は別添図4フォルダの作成手順を参照すること。
- ・作成後、立会申請と同時に提出することを原則とする。

(3) 資料提供の原則

- ・資料提供範囲は原則、申請地ブロックと外周ブロックとする。
- ・電子媒体は事務代理人等が持参する。
- ・国道、県道等の境界確定において、市所有の資料が必要と認められる場合は、提供することができる。その場合は、国、県等へ提出する申請書鑑の写し等使用目的が明確となる書類を必要とする。
- ・民地のみ境界確定において、将来的に道水路の境界確定に影響が出る可能性があると認められる場合は、提供することができる。その場合は、確定後に参考図等の書類を提出する。

(4) 資料提供予定日

窓口受付日から実働日数7日以降

18. 警報・注意報発令時の立会の取扱い

(1) 午前立会の場合

- ・午前7時までに警報が解除されていない時は、当日立会は中止とする。
- ・午前7時までに注意報下であり、今後天候の悪化(警報発令)が予測される場合も当日立会は中止とする。

(2) 午後立会の場合

- ・午前10時までに警報が解除されていない時は、当日立会は中止とする。
- ・午前10時までに注意報下であり、今後天候の悪化(警報発令)が予測される場合も当日立会は中止とする。

(3) 立会の中止等の連絡(発議)

中止決定判断は原則、事務代理人に委ね、調査グループまで連絡するものとする。

(4) 再立会日の設定

一週間以内の立会を目標に、事務代理人と市で協議の上速やかに立会日を設定し、これを実施する。

(5) 対象となる警報・注意報

大雨、暴風、雷、洪水などの警報・注意報

19. その他

この留意事項に定めのないものについては、その都度市長が定める。

別添表 1 申請者適格

申請人		添付書類
共有者代表		他の共有者全員からの委任状 ※ 1
遺産分割協議無	1. 相続人全員	相続関係説明図※ 2、住民票(コピー可)
	2. 相続人代表 (複数の代表あり)	相続関係説明図※ 2、相続人代表の住民票(コピー可)、委任状
遺産分割協議有	3. 相続人全員	遺産分割協議書※ 3、住民票(コピー可)
	4. 相続人代表 (複数の代表あり)	遺産分割協議書※ 3、相続人代表の住民票(コピー可)、委任状
成年後見人、保佐人等		裁判所等の公的機関が発行する法定代理人等を証明する書面 ※ 4
破産管財人、清算人等		
その他 (代理人等)		申請者の包括的な代理人として、境界確定において権限を有する者であることが確認できる書類※ 5

※ 1 原則、委任者の自筆とし、原本または原本証明したものを添付する。

※ 2 作成した事務代理人名ならびに作成日を記載する。

※ 3 写しでもよいが、原本の写しであることを証し、事務代理人名を記載する。

※ 4 写しでもよいが、原本の写しであることを証し、事務代理人名を記載する。ただし、清算人による申請で、法人の全部事項証明書等により確認できる場合は、この限りではない。
また、申請書に土地所有者を明記のうえ、法定代理人等が併記して申請する。

※ 5 写しでもよいが、原本の写しであることを証し、事務代理人名を記載する。
また、申請書に土地所有者を明記のうえ、代理人等が併記して申請する。

別添表2 申請書の添付書類

添付書類	備考
現地案内図	・申請地と代表的な目標地が示されているものとする。 ・目標地が近くにない場合は、広域の地図（都市計画図等）を添付する。 ・住宅地図の写しでもよい。
申請地の公図写し※1	・道路を赤色、水路を青色で境界確定申請場所を明示し、申請地と記入する。
申請地の登記事項要約書 又は全部事項証明書	・写しでもよい。
関係土地所有者一覧表	・登記情報により、一覧を作成すること。 ・申請する箇所の両隣接地（道・水路を含む）及び対側地（原則、必要とするが、明らかに所有者を特定する必要がないと判断できる時は不要）とし、調査した者の職名ならびに氏名及び調査した日付を記入する。 ・座標管理地区等で立会省略に該当し、明らかに対側地土地所有者の立会が不要な場合は、対側地の記載は省略することができる。 ・土地所有者が共有で複数名の場合は、所有者全員の住所ならびに氏名を記載する。 ・必要とする全ての登記事項要約書等（コピー可）をもって代えることができる。
合成図	・原則、申請地ブロックと対側地側ブロックをすべて表示する。 ・道路を赤色、水路を青色で境界確定申請場所を明示し、申請地と記入する。
その他市長が認めるもの	・申請地の地籍測量図等をいう。

- ※1
- ・法務局備え付けのものとする。
 - ・道水路同時申請の場合は、同一図面への表示とすることができる。
 - ・公共事業等の広域に及ぶ場合は、合成図とすることができる。

別添表 3 座標管理地区

事業名等	区域
飯村土地区画整理事業完了地区	飯村北、飯村南、飯村町字高山 317・318、飯村町字東川 63～71
前田南土地区画整理事業完了地区	前田中町、前田南町一～二丁目、小畷町 301～471・501～636、新吉町 73
前芝西部土地区画整理事業完了地区	西浜町
福岡東部土地区画整理事業完了地区	つつじが丘、佐藤
牟呂土地区画整理完了地区	牟呂市場、牟呂大西、牟呂公文、牟呂水神、牟呂外神、牟呂中村
杉山ふれあいガーデンタウン完了地区	杉山町いずみが丘
東口駅南区画整理完了地区	駅前大通一丁目、西小田原町、西松山町
万場調整池付近土地改良完了地区	老津町字切山 226～294、老津町字南山、城下町字東休場、西赤沢町字池見、西赤沢町字大坂 1141、西赤沢町字神田、西赤沢町字堂田 663、西赤沢町字万場、西赤沢町字深山 208～232、東赤沢町字西横根 238～307、東赤沢町字竜下 295～549
高豊土地改良区坪ノ谷第一地区	伊古部町字西ノ谷 183～357、東赤沢町字北ノ谷 179～188、東赤沢町字坪ノ谷 730～831
県営ほ場整備事業豊橋地区	東七根町字一の沢 100-1～139、東七根町字大山 200-1～246、東七根町東大山 100～164、東七根町東六ツ峰 200～312-3、西七根町字西六ツ峰 300～406、西七根町字六ツ峰 400～456、西七根町字むつみね台 1-1～61、西七根町字南六ツ峰 1～43、西七根町字唐沢 400～522、西七根町字下相待ヶ谷 200～237-4、若松町字北ヶ谷 300～331、若松町字豊美 500～530、野依町字上古川 100～107
県営農地開発事業伊古部地区	伊古部町字大欠 200～299、伊古部町字北椎ノ木谷 300～414、伊古部町字島 300～455、伊古部町字長左ヶ谷 200～378、伊古部町字多岸田 200～315、伊古部町字大塚 200～267、伊古部町字南椎ノ木谷 100～168、伊古部町字小鮎ヶ谷 200～390、東赤沢町字観音堂 100～143 ※原則、立会必要
豊橋南部土地改良区基盤整備促進事業彦坂池下地区	大清水町字大清水 721～780、大清水町字彦坂 51～110、大清水町字姫田 51～83
高豊土地改良区ほ場整備事業高塚大山地区	高塚町、伊古部町の一部
県営ほ場整備事業豊橋第2地区	若松町、野依町の一部
基盤整備促進事業高塚一ノ沢地区	高塚町、若松町の一部
豊橋火打坂川土地区画整理事業	大岩町字火打坂南
基盤整備促進事業単池地区	二川町字単池の一部 三弥町字元屋敷の一部 豊清町字豊清の一部、字籠田の一部 中原町字丸山の一部

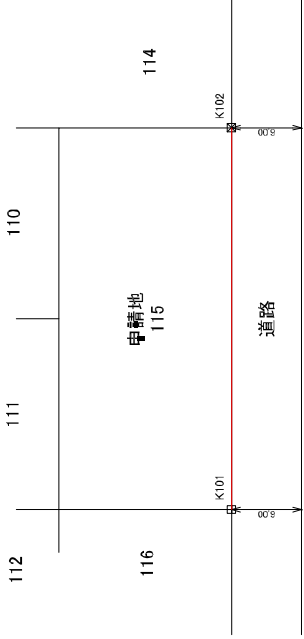
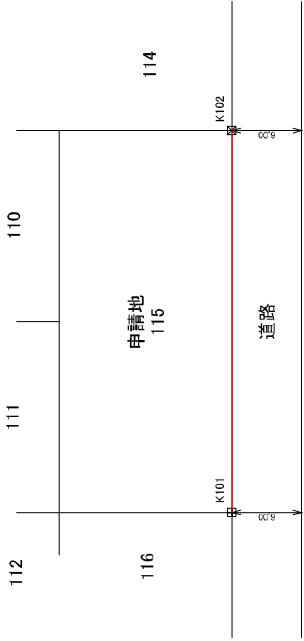
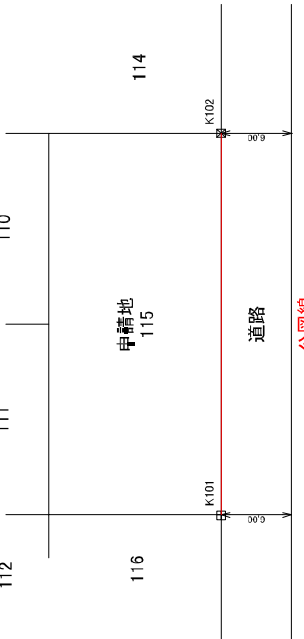
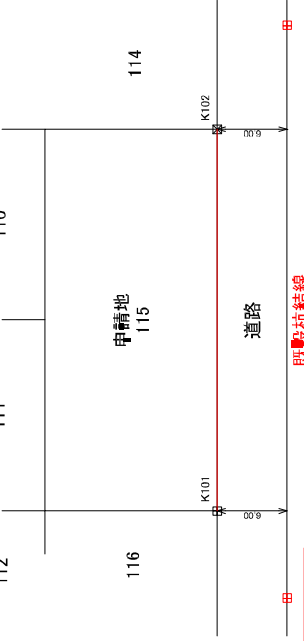
別添表 4 境界確定の条件

＜ 隣 接 地 ＞		○印を確定とし、▲印は市の取扱上、不調であるが再協議の対象とする。			
分類 (所有形態)	署名者	状況		署名欄	判定
所有者 1 名	所有者本人	→		○○△△ →	○
	所有者の妻(夫)	委任状有り →		○○□□ →	○
	所有者の家族等	委任状書けない状況	意思決定能力あり →	(所有者との関係 妻) ○○△△ 代筆○○□□ →	○
			意思決定能力なし →	(親族等代表) ●●■ ■ + 確約書 →	▲
所有者複数 (墓地、マンション等)	所有者全員			→	○
	所有者代表	全員の委任状有り →		●●■ ■ →	○
		委任状取れない(確約書有り) →		(代表) ●●■ ■ + 確約書 →	○
		委任状取れない場合 →		(代表) ●●■ ■ →	▲
法人等	取締役等	→		代表取締役 ■ ■ ○ ○ →	○
	社員等	委任状有り(支店印可) →		総務課 ● ● ■ ■ →	○
		委任状無し	→	総務課 ● ● ■ ■ (処分権限有り) →	○
			→	総務課 ● ● ■ ■ (処分権限無し) →	不調
隣地所有者 死亡時	相続予定者全員	相続関係書類有り		→	○
	相続人代表	確約書有り →		(相続人代表) ● ● ■ ■ + 確約書 →	○
		確約書無し →		(相続人代表) ● ● ■ ■ + 事務代理人 →	○
		相続人代表のみ →		(相続人代表) ● ● ■ ■ →	▲
	相続人	相続人		(相続人) ● ● ■ ■ 持分 2 分の 1 以上 →	▲
その他	所有者の法定代理人	代理人証明有り →		● ● ■ ■ →	○
	道路内民地所有者代表	→		(代表) ● ● ■ ■ →	▲
	所有者所在不明			→	不調
	所有者立会拒否			→	不調
	所有者署名拒否			→	不調
国	申請者との「官民境界確認書」の写しで可			→	○
県	立会担当者			担当者の署名又は記名押印 →	○

(代表)等表記有りがベスト

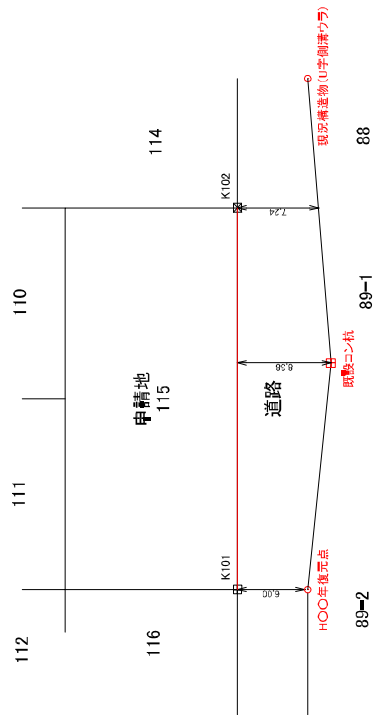
＜ 対 側 地 ＞		○印を確定とし、▲印は市の取扱上、不調であるが再協議の対象とする。			
分類 (所有形態)	署名者	状況	署名欄	判定	
所有者 1 名以上 (家族)	所有者本人または家族	委任状不要 →	○○△△ →	○	
	代理人(赤の他人)	委任状無し →	○○□□ →	▲	
所有者複数 (赤の他人)	所有者(家族も可) の一部	過半数の同意有り	○○△△、□□▲▲、…… →	○	
		過半数に満たない同意有り	□□○○ →	▲	
	管理組合の理事等 または代表者	証明できる書類等 →	管理組合理事○△○△ →	○	
法人等	社員等	委任状無し →	総務課●●■(処分権限無し) →	▲	
所有者死亡時	相続人代表	確約書なし →	相続人代表(続柄)●●■ →	○	
その他	所有者所在不明、立会・署名拒否等		不明、署名拒否等 →	▲	

対側の線種表記例1(官民境界明示図)

【過去に立会い済み(復元可能)の場合】  112 111 110 116 申請地 115 114 88 89-2 89-1 H00年復元線 H00年復元線延長	【現況構造物の場合】  112 111 110 116 申請地 115 114 88 89-2 89-1 現況構造物線(山字側溝ウラ) 現況構造物線(ブロック塀ツラ)
【現況に明確な境がない場合】  112 111 110 116 申請地 115 114 88 89-2 89-1 公団線	【既設の杭等で示す場合】  112 111 110 116 申請地 115 114 88 89-2 89-1 既設杭結線 既設境界標結線 ※ 既設杭で道路幅を示す場合は、対側の杭等の表記を載せる。点なおよび座標値は表示しない。

対側の線種表記例2(官民境界明示図)

【復元点と現況点の結線など】



※ 復元点と杭の結線等、複数のパターンが混在する場合は、折点ごとに種類を表記する。
ただし、点名および座標値は記載しない。

別添図1

記載例

官 民 境 界 明 示 参 考 図

豊橋市〇〇町7番、8番2

N

方位を記載

T3

T4

G1

30B25

250101A1

250101A3

250101A2

30B18

幅員4m未満の場合は線種名ではなく、プロット及び座標値を記載

申請地の隣接地の地番及び筆界を記載

申請地と記載

立会延長記載

申請地

道路は赤書
水路は青書

幅員を記載

幅員4m以上のため、線種名記入
(公図線、現況構造物線等)

申請地の対側地の地番及び筆界
(民地界は任意)を記載

図面作成日は最終承諾日以後の日付で記載

土地家屋調査士は職印、法人は代表者印
(法人の場合は担当者名も記載)、
測量士は認印

凡 例

	コンクリート杭
	プラスチック杭
	金属鈎
	金属標
	引照点
	計算点

座標一覧表

点 名	X座標	Y座標	備考
P1	-140212.174	22720.372	
P2	-140193.016	22736.915	
G1	-140187.211	22759.684	
G2	-140172.504	22778.302	
G3	-140160.022	22797.958	
B1	-140147.541	22817.614	
G1	-140135.059	22837.271	
G2	-140122.578	22856.926	

座標一覧表

点 名	X座標	Y座標	備考
30B18	-140110.096	22876.582	
30B25	-140097.615	22896.238	
30B40	-140085.133	22915.894	
250101A1	-140072.652	22935.555	新点
250101A2	-140060.171	22955.206	
250101A3	-140047.689	22974.863	
T3	-140035.208	22994.519	
T4	-140022.726	23014.175	

● 文字、数字はスキャナーで読み込むため、なるべく大きく記載

● 住所、氏名、地積、地目などの個人情報 は記載しない

● 官民境界を決める際に基準とした点について
点名、プロット、座標値を記載し、道路幅員も記載

● 街区基準点、引照点、トラバース点、についても同様に記載

● 民地界の点については任意記載

● 引照点の点名記載については
任意座標であれば「I N1、I N2…」又は「引照点（引照鈎）」
世界測地であれば西暦の下2桁+立会月日+班名
例）250101A1（2025年1月1日A班）

● 引照点は原則3点以上を記載

● 世界測地で測量した場合は、今回使用した街区基準点の座標値を座標一覧に記載

● 道水路幅員が4m未満の場合は幅員をmm単位（小数点以下3桁）で記載し、対側を示した点についても点名、プロット、座標値を記載
ただし、申請地境界に対して平行に幅員を確保して示した場合は任意記載

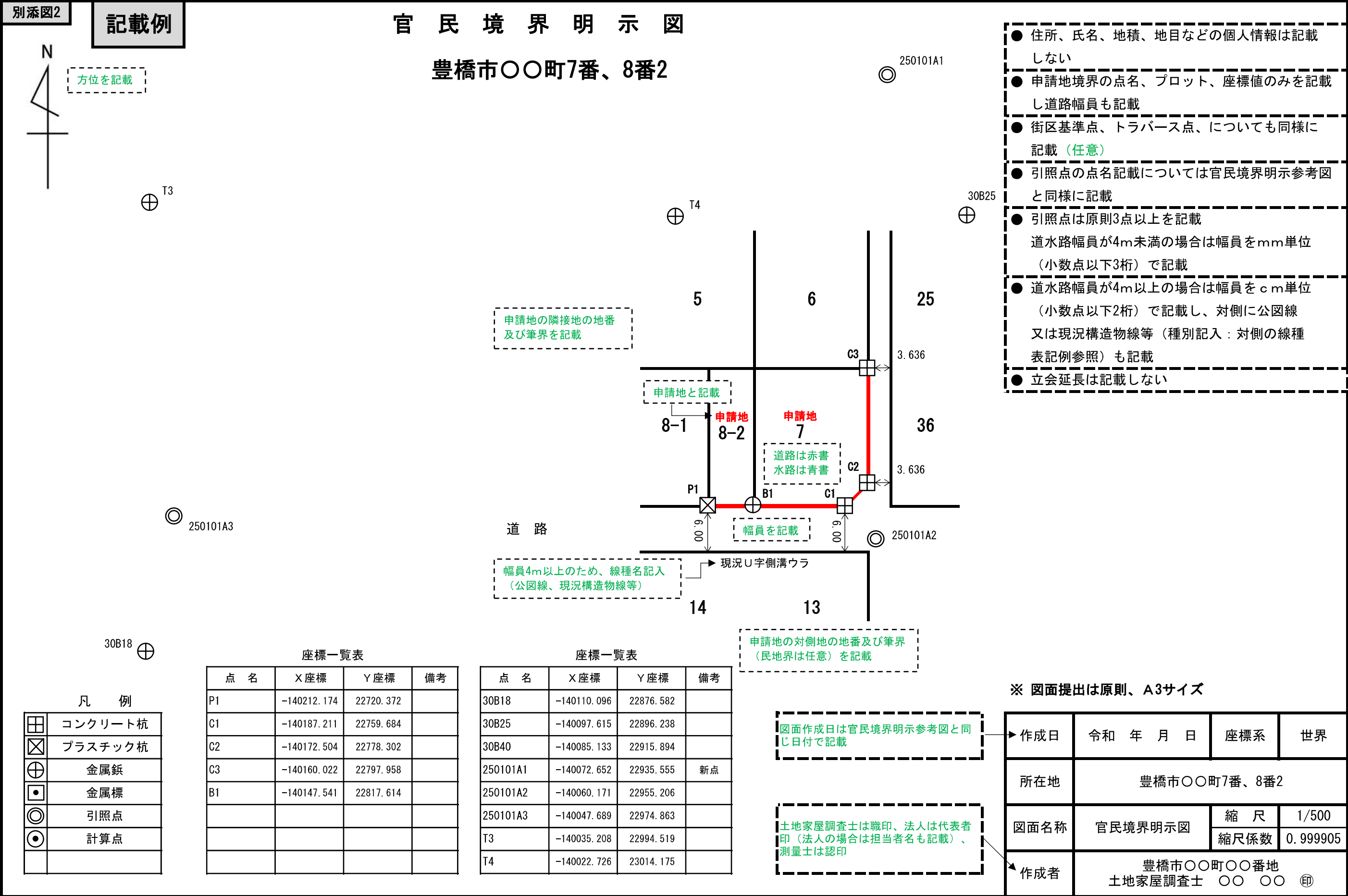
● 道水路幅員が4m以上の場合は幅員をcm単位（小数点以下2桁）で記載し、対側に公図線又は現況構造物線等（種別記入：対側の線種表記例参照）も記載

● 電子基準点使用の場合は、座標値、網図、基準点名（基地局名）、観測方法を記載。（任意）

※ 図面提出は原則、A3サイズ

作成日	令和 年 月 日	座標系	世界
所在地	豊橋市〇〇町7番、8番2		
図面名称	官民境界明示参考図	縮 尺	1/500
		縮尺係数	0.999905
作成者	豊橋市〇〇町〇〇番地 土地家屋調査士 〇〇 〇〇 印		

16



別添図3

記載例

官民境界明示図（交付申請用）

豊橋市〇〇町7番、8番2

N

方位を記載

T3

座標値変換などをする場合は新旧対照表を記載

座標一覧表(旧)

点 名	X座標	Y座標	備考
P1	83.411	129.623	
C1	118.992	136.854	
C2	122.333	134.444	
C3	136.001	136.355	
B1	142.337	137.555	
IN1	156.036	57.027	
IN2	98.643	102.711	

座標一覧表(新)

点 名	X座標	Y座標	備考
P1	-140212.174	22720.372	
C1	-140187.211	22759.684	
C2	-140172.504	22778.302	
C3	-140160.022	22797.958	
B1	-140147.541	22817.614	
250101S2	-140060.171	22955.206	
250101S3	-140047.689	22974.863	

変換後などの引照点名は西暦の下2桁+申請日+班名（S班）
例）250101A1（2025年1月1日S班）

250101A3

250101A1

30B25

道路

申請地の隣接地の地番及び筆界を記載

申請地と記載

申請地

道路は赤書
水路は青書

（任意）幅員を記載

（任意）幅員4m以上のため、線種名記入（公図線、現況構造物線等）

現況U字側溝ウラ

（任意）申請地の対側地の地番及び筆界を記載

30B18

座標一覧表

点 名	X座標	Y座標	備考
P1	-140212.174	22720.372	
C1	-140187.211	22759.684	
C2	-140172.504	22778.302	
C3	-140160.022	22797.958	
B1	-140147.541	22817.614	

凡 例

コンクリート杭
プラスチック杭
金属鈹
金属標
引照点
計算点

座標一覧表

点 名	X座標	Y座標	備考
30B18	-140110.096	22876.582	
30B25	-140097.615	22896.238	
30B40	-140085.133	22915.894	
250101A1	-140072.652	22935.555	新点
250101A2	-140060.171	22955.206	
250101A3	-140047.689	22974.863	
T3	-140035.208	22994.519	
T4	-140022.726	23014.175	

図面作成日は官民境界明示参考図と同じ日付で記載

土地家屋調査士は職印、法人は代表者印（法人の場合は担当者名も記載）、測量士は認印

※ 図面提出は原則、A3サイズ

作成日	令和 年 月 日	座標系	世界
所在地	豊橋市〇〇町7番、8番2		
図面名称	官民境界明示図（交付申請用）	縮 尺	1/500
		縮尺係数	0.999905
作成者	豊橋市〇〇町〇〇番地 土地家屋調査士 〇〇 〇〇 印		

住所、氏名、地積、地目などの個人情報は記載しない

申請地境界の点名、プロット、座標値のみを記載し道路幅員も記載

街区基準点、トラバース点、についても同様に記載（任意）

各点名は過去資料と同じ名前とする。（点名変更する場合は新旧一覧表を記載する）

引照点は原則3点以上を記載

道水路幅員が4m未満の場合は幅員をmm単位（小数点以下3桁）で記載（任意）

道水路幅員が4m以上の場合は幅員をcm単位（小数点以下2桁）で記載し、対側に公図線又は現況構造物線等（種別記入：対側の線種表記例参照）も記載（任意）

立会延長は記載しない

令和 年 月 日の立会資料に基づき作成したものである。

18